

# 電気事業法を遵守するよう、「嚴重注意」

## 経産省の中部近畿産業保安監督部近畿支部

6月18日に大阪北部を震源とする地震によって約3時間の停電が起きた「国立循環器病研究センター（小川久雄理事長、大阪府吹田市）」では、停電時に非常用自家発電設備が使えなかった原因や、自家発電設備の被害状況などについて、独自調査した結果を報告書として取りまとめ、6月22日付けで発表しました。

報告書のタイトルは「国立循環器病研究センターの自家発電機に係る法定の保安検査の状況について」。

また、国立循環器病研究センターでは、経済産業省の中部近畿産業保安監督部近畿支部に対し、報告書の内容に関する詳しい説明を6月27日付けで実施しました。

説明を受けた後、7月4日、中部近畿産業保安監督部近畿支部では、国立循環器病研究センターに対し、「電気事業法（昭和39年法律第170号）第107条第3項」の規定に基づく「立入検査」を実施しました。

立入検査の結果、中部近畿産業保安監督部近畿支部では、非常用自家発電設備を導入して使用開始以来、受変電設備および発電設備などにおいて、「電気事業法第42条」に基づく保安規程で定められた定期点検、精密点検、測定が実施されていないことを確認しました。

また、電気主任技術者による保安に関する意見を

尊重していないことや、保安教育および保安に関する訓練を適切かつ計画的に実施していないことも、確認しました。

中部近畿産業保安監督部近畿支部では、このほど、国立循環器病研究センターの現況について「電気事業法第42条第4項」に定める保安規程遵守義務に違反するもので、誠に遺憾であるとして、国立循環器病研究センターに対し、電気事業法を遵守するよう、「嚴重注意」を行いました。

さらに、嚴重注意に加え、7月4日に実施した立入検査において確認した、以下の「3事項」に対する改善の進捗状況や、保安規程を遵守していなかったことに関する根本原因、再発防止対策について、あらためて報告するよう、指示を出しました。

なお、3事項とは、以下の通りです。

- ① 保安規程で定められた定期点検・精密点検・測定について、使用開始以来実施していない。
- ② 電気主任技術者による保安に関する意見を尊重していない。
- ③ 保安教育及び保安に関する訓練を適切かつ計画的に実施していない。

### 【問い合わせ先】

経済産業省 中部近畿産業保安監督部近畿支部  
電力安全課 自家用係  
☎06-6966-6047（直通）